

I. 国保事業費納付金の算定について

県内で保険料負担を公平に支え合うため、県により市町村ごとに国保事業費納付金が決定されます。市町村はこれを県に納付します。

○納付金額は次の3つの指標をもとに配分

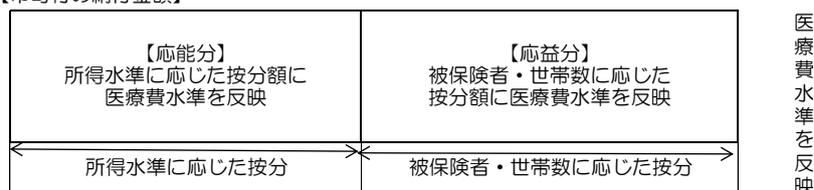
- ①被保険者に応じた按分【長野県は運営方針により被保険者数と世帯数:応益負担】
- ②所得水準に応じた按分(所得水準が高い市町村多く:応能負担)
- ③医療費水準の反映(医療費が高い市町村は多く)

○納付金の配分(イメージ)

- ①県全体の保険給付費総額から公費等を控除して納付金額を算定
- ②納付金額の配分 市町村ごとの所得【応能分】、被保険者数・世帯数【応益分】により按分して医療費水準を反映

※【長野県】応能:応益 = およそ49:51で按分し、医療費水準は全て反映させる

【市町村の納付金額】



II 令和4年度国保事業費納付金の確定係数による算定結果について【県通知より抜粋】

1 前提条件

- (1) 令和4年度予算ベースで算定
- (2) 『長野県国民健康保険運営方針』及び『長野県における国民健康保険運営の中期的改革方針』に則り、各市町村の医療費指数を当該市町村が属する二次医療圏の医療費指数に1/6近づけた(長野、松本、上田圏域を除く)
- (3) 平成30年度からの追加公費については1,770億円を算定に反映
- (4) 令和2年度の決算剰余金については、令和3年度の1人当たり納付金を一人当たり医療費の伸び程度伸ばした額になるまで納付金減額に使用し、なお残る額について県の財政安定化基金に積み立てることとした。
- (5) これまでの幹事会等により以下の①～⑥については、納付金及び標準保険料率の算定に反映
 - ① 一人当たり医療費は「令和元年度一人当たり医療費×平成29年～令和元年度の伸び率の2乗根の3乗」で推計。コロナの影響を加味して、令和2年度の診療費の実績を使用していない。被保険者数については、異常値の少なさと近年の被保険者数の減少傾向を考慮し単年度を採用。
 - ② 単年度平均伸び率2.51%以上は激変緩和措置を実施
 - ③ 都道府県の予備費として約8.1億円計上
 - ④ 各市町村から報告されたその他の収入・その他の支出を反映
 - ⑤ 保険者努力支援制度・国の特別調整交付金・県2号繰入金は現時点で見込めるものを反映
 - ⑥ 地方単独事業の減額調整分を各市町村の納付金への上乗せ

2 算定結果の留意事項

(1) 令和3年度と比較して県全体の納付金額が減少した主な理由

県全体の納付金額が昨年の確定係数から約6,425万円(約1億円)減少。

【納付金額減少の主な要因】

- ・ 公費の増減(歳出:保険給付費等△20億円、歳入:前期交付金等△19億円)

(2) 令和3年度と比較して各市町村の納付金額が増減する主な理由

市町村ごとの納付金額の増減の理由としては、主に以下の要因が考えられる。

- ① 所得水準・被保険者数・世帯数の影響
- ② 医療費水準の影響

※飯山市においては、①、②の数値において、昨年数値より低い数値で算定されている。

【飯山市の国保事業費納付金算定結果表】 ※一般被保険者分のみ

A 令和4年度確定係数 算定による納付額 (円)			B 令和3年度確定係数 算定による納付額 (円)			A - B (円)
飯山市	医療分	343,653,442	飯山市	医療分	359,754,344	-16,100,902
	支援金等分	122,578,707		支援金等分	129,515,487	-6,936,780
	介護分	42,310,075		介護分	46,036,714	-3,726,639
	合計	508,542,224		合計	535,306,545	-26,764,321
長野県全体		51,303,980,259	長野県全体		51,368,231,975	-64,251,716

◆ 令和3年度確定係数算定からは、長野県全体では約6,425万円減少し、飯山市においては、約2,676万円の減少となっている。